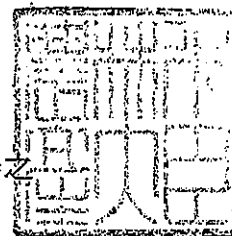


16消安第3282号

平成16年7月16日

厚生労働大臣 坂口 力 殿

農林水産大臣 亀井 善之



飼料添加物の基準・規格の改正に係る意見の聴取について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）第59条第1項に基づき、下記について、公衆衛生の見地から貴職の意見を求める。

記

飼料添加物として指定されている抗菌性物質（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の規定に基づき農林水産大臣が指定する抗菌性物質製剤（昭和51年7月24日農林省告示第752号）の第1号に掲げるものを除く。）のうち、我が国で現在使用されておらず、今後の使用も見込まれない以下の4種類の飼料添加物について、飼料安全法第2条第3項の規定による指定を取り消すとともに、同法第3条第1項の規定による基準・規格を廃止すること。

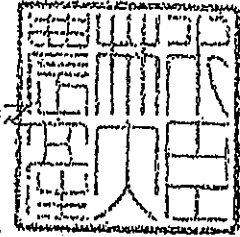
1. キタサマイシン
2. チオペプチン
3. ハイグロマイシンB
4. ポリナクチン



15消安第3980号
平成15年12月8日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 亀井 善之



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて。

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第5号の規定に基づき農林水産大臣が飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）第3条第1項の規定により基準若しくは規格を改正し、又は廃止しようとするときは貴委員会の意見を聴かなければならないこととされているが、下記の場合は、その内容から食品安全基本法第11条第1項第1号に掲げる食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか。

記

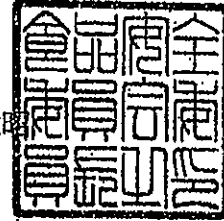
飼料添加物として指定されている抗菌性物質（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の規定に基づき農林水産大臣が指定する抗菌性物質製剤（昭和51年7月24日農林省告示第752号）の第1号に掲げるものを除く。）のうち、我が国で飼料添加物として現時点で使用されておらず、今後の使用も見込まれないものについて、飼料安全法第2条第3項の規定による飼料添加物の指定の取消しに伴い同法第3条第1項の規定による基準若しくは規格を改正し、又は廃止しようとする場合。



府食第404号
平成15年12月11日

農林水産大臣 亀井 善之 殿

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭



食品安全基本法第11条第1号第1号の食品健康影響評価を行う
ことが明らかに必要でないときについて（回答）

平成15年12月8日付け15消安第3980号により貴省から当委員会に
対し照会された事項について、次のとおり回答します。

記

以下の場合には、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1
項第5号の規定に基づき、農林水産大臣が当委員会に意見を求めるに当たって、
同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でない
ときに該当すると認められる。

飼料添加物として指定されている抗菌性物質（飼料の安全性の確保及び品質
の改善に関する法律施行令の規定に基づき農林水産大臣が指定する抗菌性物質
製剤（昭和51年7月24日農林省告示第752号）の第1号に掲げるものを
除く。）のうち、我が国で飼料添加物として現時点で使用されておらず、今後の
使用も見込まれないものについて、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関す
る法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項の規定による飼料添加物の指
定の取消しに伴い同法第3条第1項の規定による基準若しくは規格を改正し、
又は廃止しようとする場合。